

22高教政第65号

平成22年4月13日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

「自家用車の公務使用について」の一部改正について

高知県教育委員会では、これまでも教職員として交通法規の遵守について機会あるごとに通知等により注意喚起を図ってきたところですが、運転免許の有効期限切れ（いわゆるうっかり失効）による無免許運転の事例がありました。今後、同種の事例を防止する観点から、平成10年10月15日付け10教総第368号教育長通知の一部を下記のとおり改正することとし、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しました。

つきましては、貴所管の教職員についてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

担当

高知県教育委員会事務局

教育政策課 人事企画担当 小松・岡本

TEL 088-821-4569

FAX 088-821-4558